

審査結果概要書

平成 23 年 2 月 17 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

| | |
|-----------------|---|
| 排出削減事業名 | 仙台放送上杉本社社屋における照明の更新 |
| 排出削減事業者名 | 株式会社仙台放送 |
| 排出削減共同実施事業者名 | 東北緑化環境保全株式会社 |
| その他関連事業者名 | 東光電気工事株式会社東北支社 |
| 事業実施場所 | 株式会社仙台放送 本社社屋 (宮城県仙台市青葉区上杉 5 丁目 8 番 33 号) |
| 事業の概要 | 本事業は、従来の蛍光灯管と比べ、消費電力が格段に抑制でき又、長寿命で熱の発生も少ない LED 管に転換することにより、二酸化炭素排出量の削減を図るものである。 |
| 排出削減量の計画 | 【限界電源炭素排出係数の場合】 2010 年度：51tCO ₂ /年 2011 年度：65tCO ₂ /年 2012 年度：57tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 173tCO ₂ /年) 【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】 2010 年度：29tCO ₂ /年 2011-2012 年度：44tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 117tCO ₂) |
| 国内クレジット 認証期間 | 事業開始日 2010 年 8 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日 |
| 排出削減方法論 | 方法論番号 006 照明設備の更新 |

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

| 要件 | 審査手続き |
|--------------------------|--|
| 日本国内で実施されること | 事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年1月13日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：株式会社仙台放送 本社社屋 (宮城県仙台市青葉区上杉5丁目8番33号) |
| 追加性を有すること | 1) 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。 2) 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(照明用蛍光管)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。 3) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で8.0年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、補助金を受けておらず、全投資額より算定されている。 4) ㈱仙台放送は、2年前に新規事業に取り組むセクションを立ち上げ、「エコロジー」「エコノミー」「安心・安全」をキーワードに、企業としての社会的責任を積極的に果たしていくことを基本として事業展開している。そのような中で、国内クレジット制度の京都議定書目標達成への貢献の意義が事業者の考えとマッチし、LED照明の普及による低炭素社会の構築への寄与を目的として、まずは社屋内の照明のLED化によりCO2排出削減のアピールをしていきたいという考えのもと、本事業の投資決定に至ったことを確認している。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。 |
| 自主行動計画に参加していない者により行われること | 自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問、並びに書面の確認により、当該事業者は社団法人日本民間放送連盟に所属をしているが、当団体の環境自主行動計画には参加していない事を確認している。 |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p> | <p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 006 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既設の蛍光管をより高効率の LED 管に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により高効率の LED 管への更新を行わなかった場合、既設の蛍光管を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、点灯時間、点灯日数により、活動量の把握が可能であることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p> |
|----------------------------|--|

4. 特記事項

なし

以上